

総務文教常任委員会資料

令和２年９月２日

教育委員会
こども未来部 こども教育課

目 次

- 1 「加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例」の一部改正の概要・・・・・・ 1～4
- 2 参考資料
特定教育・保育の費用に係る利用者負担について・・・・・・ 5

「加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部改正の概要

1 改正の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「国の基準」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

(1) 改正の経緯

①令和元年5月31日 内閣府令第7号

②令和元年5月31日 内閣府令第8号

③令和2年4月1日 内閣府令第33号

①及び③の改正は、特定地域型保育事業の連携施設の確保についての改正であり、②の改正は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う改正である。

②の改正については、令和2年9月30日までの経過措置がある。

2 改正内容

(1) 子どものための教育・保育給付に係る用語の定義の整理

国の基準が改正され、特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用に係る給付制度「子どものための教育・保育給付」に対して、認可外保育所等の利用に係る給付制度「子育てのための施設等利用給付」が創設されたことに伴い、本条例で使用する用語の定義を整理する。（第2条）

（主な用語）

改正前	改正後
支給認定	教育・保育給付認定
支給認定保護者	教育・保育給付認定保護者
支給認定子ども	教育・保育給付認定子ども

（認定区分・子どもの区分）

子ども・子育て支援法第19条第1項各号で規定する認定区分	3歳の誕生日					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳 6歳
	教育・保育給付認定子ども			1号		
	3号			2号		

3歳の誕生日									
	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月
加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で規定する子どもの区分	0歳	1歳	2歳		3歳	4歳	5歳	6歳	
	0歳児	1歳児	2歳児		3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	
						教育認定子ども	満3歳以上教育・保育給付認定子ども		
	※第3章における「満3歳未満保育認定子ども」					満3歳以上保育認定子ども			
	満3歳未満保育認定子ども					特定満3歳以上保育認定子ども			

(2) 利用者負担額（保育料）の支払いを満3歳未満に限定する

幼児教育・保育の無償化により、満3歳以上教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある保育認定子どもを除く。以下同じ。）に係る利用者負担額（保育料）が0円になったことに伴い、関係する条項を整理し、利用者負担額の支払いを受ける対象を満3歳未満保育認定子ども（満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある保育認定子どもを含む。以下同じ。）に限定する。（第13条第1項及び第2項）

また、教育認定子どもに係る利用者負担額が0円になったことから、利用者負担額の読み替えに関する規定を削る。（第43条第1項及び第2項並びに附則第3条）

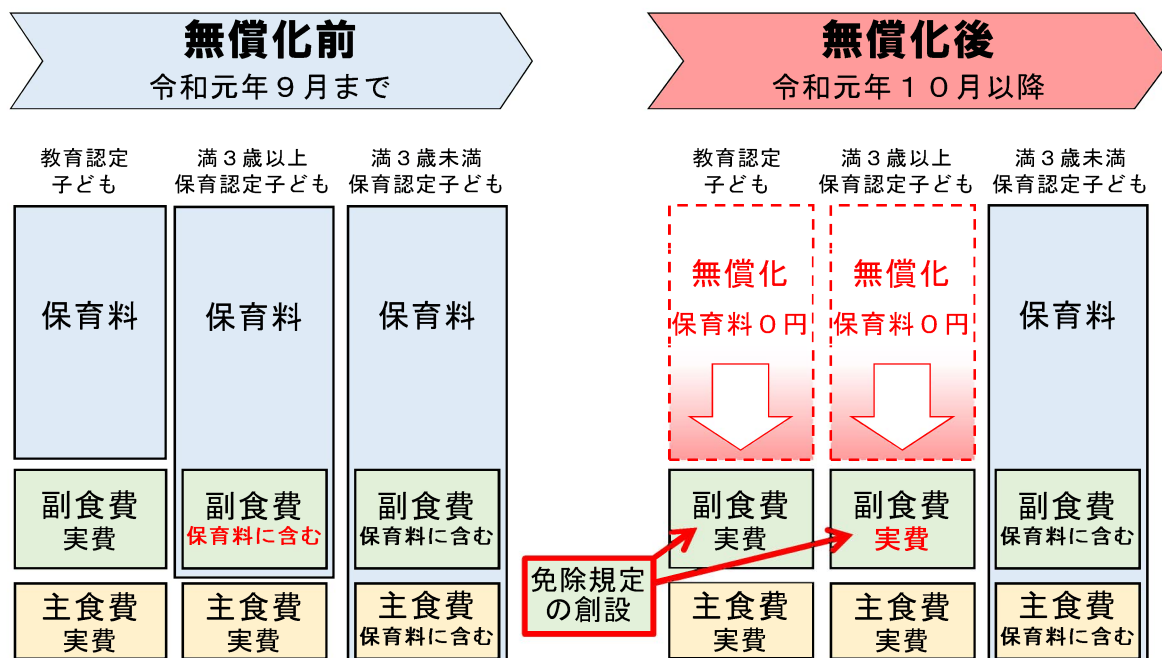
(3) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更

幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者から受けることができる食事の提供に関する費用の取扱いを次のとおり変更する。（第13条第4項）

- ①原則、満3歳以上教育・保育給付認定子どもの副食の提供に要する費用を実費徴収とする。ただし、次の②～④の場合は副食費の徴収を免除する。
- ②世帯収入が360万円未満相当の世帯。
- ③教育認定子どもで、小学3年生以下の子どもから数えて第3子以降に該当する場合。
- ④保育認定子どもで、小学校就学前の子どもから数えて第3子以降に該当する場合。

■幼児教育・保育の無償化

食事の提供に要する費用の取扱いの変更



認定区分	令和元年9月まで		令和元年10月以降	
	主食費	副食費	主食費	副食費
教育認定子ども	実費	実費	実費	実費
満3歳以上保育認定子ども	実費	保育料に含む	実費	実費
満3歳未満保育認定子ども	保育料に含む	保育料に含む	保育料に含む	保育料に含む

■教育認定子ども（満3歳児～5歳児） 副食費の免除対象

保育料の階層		右記以外の世帯			ひとり親世帯・ 在宅障がい者がいる世帯		
		第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降
1	生活保護世帯	免除	免除	免除	免除	免除	免除
2	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	免除	免除	免除	免除	免除	免除
3	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除
4	〃 211,201円未満			免除			免除
5	〃 211,201円以上			免除			免除

■保育認定子ども（3歳児～5歳児） 副食費の免除対象

保育料の階層		右記以外の世帯			ひとり親世帯・ 在宅障がい者がいる世帯		
		第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降
1	生活保護世帯等	免除	免除	免除	免除	免除	免除
2	市町村民税非課税世帯	免除	免除	免除	免除	免除	免除
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除
4	〃 57,700円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除
4	(ひとり親世帯等のみ) 〃 77,101円未満			免除	免除	免除	免除
5	〃 97,000円未満			免除			免除
6	〃 137,000円未満			免除			免除
7	〃 169,000円未満			免除			免除
8	〃 216,000円未満			免除			免除
9	〃 301,000円未満			免除			免除
10	〃 397,000円未満			免除			免除
11	〃 397,000円以上			免除			免除

(4) 特定地域型保育事業者の連携施設の確保義務の緩和

特定地域型保育事業者は、

- ① 集団保育の提供などの保育内容の支援
- ② 職員の病気や休暇等の場合の代替保育の提供
- ③ 3歳児から引き続き入園できる卒園後の受け皿の確保

という連携を連携施設（幼稚園、保育所又は認定こども園）から確保しなければならないとされている。

しかし、全国的には連携施設の要件を全て満たした事業者が半数にも達していない現状から、国の基準において緩和措置が次のとおり拡充された。（第42条及び改正後の附則第5条）

	現行	改正後
代替保育	連携施設 ・ 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園	※連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合 ↓ 小規模保育事業者（A型・B型）又は事業所内保育事業（現行の施設に追加）
卒園後の受け皿	連携施設 ・ 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園	※市の入所調整にあたって、特定地域型保育の卒園児を優先的に取り扱うなど必要な措置を講じている場合 ↓ 連携施設の確保を不要とする。
		※（上記以外の場合で）連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合 ↓ 定員20人以上の企業主導型保育事業等の認可外保育施設（現行の施設に追加）
満3歳以上を受け入れている保育所型事業所内保育事業	連携施設 ・ 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園	連携施設の確保を不要とする。
連携施設を確保しないことができる経過措置期間	令和2年3月31日	令和7年3月31日（5年延長）

(5) 国の基準の一部改正に伴う規定の整理

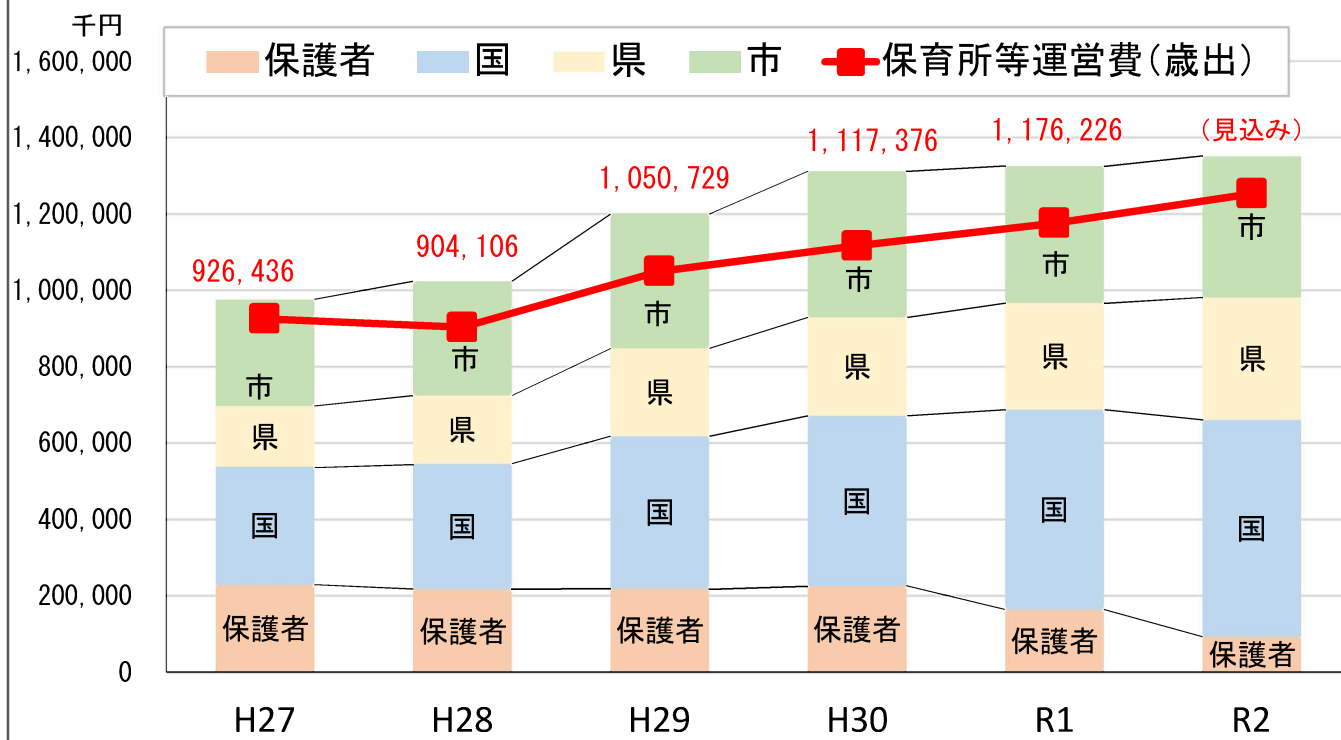
その他、国の基準の一部改正に伴う用語等の整理を行う。

3 施行期日

幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の施行期日は令和元年10月1日であるが、経過措置規定により、令和2年9月30日までは新運営基準に基づく市の条例が未施行であっても、内閣府令の規定が適用されること、また、特定地域型保育事業者に係る内閣府令の改正については、経過措置はないが市内に該当者がいないことから、この条例の施行期日を公布の日とする。

特定教育・保育の費用に係る利用者負担について

特定教育・保育の費用（公定価格）及び保育所等運営費（歳出）の推移



特定教育・保育の費用（公定価格）の負担割合の推移

